

旅行業務取扱料金表

(旅行業法 第12条の4に基づく掲示)

登録番号:群馬県知事登録 旅行業 第地域-519号

旅行業者名:一般社団法人嬬恋村観光協会

事業所名:嬬恋村観光案内所

国内旅行

手配旅行にかかる取扱料金

区分	内容		料金
手配旅行	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内 (1件1手配につき下限1,100円)
		個人(上記以外)の場合	旅行費用総額の15%以内
	宿泊機関のみの手配の場合	8人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内 (1件1手配につき下限1,100円)
		個人(上記以外)の場合	旅行費用総額の15%以内
	運送、観光、入場、その他サービス機関のみの手配の場合		旅行費用総額の10%以内 (1件1手配につき下限1,100円)
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき 22,000円
変更手続 料 金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代 金の20%以内 (1件1手配につき下限1,100円)
		個人(上記以外)の場合	旅行費用総額の15%以内
	運送機関の予約・手配の変更		1件1手配につき 1,100円
	宿泊機関の予約・手配の変更		旅行費用総額の15%以内
取消手続 料 金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の変更前の旅行代 金の20%以内 (1件1手配につき下限1,100円)
		個人(上記以外)の場合	1件1手配につき 1,100円
	運送機関の手配の取消し		1件1手配につき 1,100円
	宿泊機関の手配の取消し		旅行費用総額の15%以内
連絡 通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 1,100円 (電話料、電報料含む)

(注意)

- 地域限定旅行業の取扱区域は群馬県嬬恋村および隣接市町村(草津町・長野原町・長野県軽井沢町・長野県御代田町・長野県東御市・長野県上田市・長野県小諸市・長野県須坂市・長野県高山村)に限定されます。
- 団体手配旅行とは複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- お客様の希望により、予約の変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消変更手続料金を申し受けます。
- 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供期間などが異なる場合はそれぞれ1件として扱います。
- 上記料金には消費税が含まれます。

(2026.02)

相談料金

区分	内容	料金
観光旅行	(1)旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 3,300円 以降30分ごと 2,200円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程1日につき 2,200円
	(3)旅行に必要な費用の見積もり(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 1,000円 と 旅行日程1日につき 1,100円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積もり	1件につき 2,200円
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき 1,100円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金に、3,300円増

(注) 上記料金は消費税が含まれます

(2026.02)